

おかやま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日：就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定（以下「行動計画」という。））における基本的考え方等を踏まえ、関係機関や団体を構成員として、官民が協働して岡山県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「おかやま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「おかやまPF」という。）を設置することとする。

2 構成員

別紙1に掲げる機関・団体のとおりとする。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関、支援団体等

① 岡山労働局

- ・ おかやまPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知広報

② 岡山県（労働関係部局）

- ・ おかやまPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（副担当）
- ・ 市町村PFとの連絡調整（副担当）
- ・ 各種支援策の周知広報

③ 岡山県（保健福祉関係部局）

- ・ 市町村PFとの連絡調整（主担当）
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町村PFの好事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知広報

④ 市町村等（県市長会、県町村会、岡山市、中国経済産業局）

- ・ 就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

⑤ 就労等支援機関（ハローワーク、機構等）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就労等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人の確保
- ・ 職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案
- ・ 各種支援策の周知広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 おかやまPFにおける取組事項

おかやまPFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成及び各種支援策の周知広報

岡山県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある者

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPIの設定及び事業実施計画の策定

① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、KPI(当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。)を設定する。

② 目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ、事業実施計画を策定する。

③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村PFとの連携

県は、市町村PFの事務局と連絡調整を図り、以下の事項に係る市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等)
- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・ 市町村PFの先進的な取組事例の把握と周知等

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

おかやまPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

本要領は、令和2年8月3日から施行する。